7　申告書の作成例

【事例１】暦年課税（特例税率）を適用する場合

私（国税壮太郎）は、祖父（国税一郎）から現金500万円の贈与を受けました。祖父は直系尊属であり、私は令和７年１月１日において18歳以上ですので、「特例税率」(注)を適用して暦年課税により申告します。
なお、私は、令和６年分の贈与税の申告において、祖父からの贈与について、「特例税率」の適用を受けるために、贈与者との続柄を明らかにする書類を申告書に添付して麹町税務署へ提出しています。
（注）「特例税率」については、35ページを参照してください。

麹町 税務署長
8 年 2 月 5 日提出

令和 0 7 年分贈与税の申告書（兼贈与税の額の計算明細書）　修正　F D 4 7 5 1

第一表（令和6年分以降用）

提出用

税務署受付印

項目	記入内容
住所	〒×××－××××（電話 090 － ×××× － ××××）千代田区霞が関〇〇丁目〇番〇号 ABCビル585号室
フリガナ	コクゼ イ ソウタロウ
氏名	国税 壮太郎
個人番号又は法人番号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記入してください。 ××××〇〇〇〇△△△△
生年月日	3 61.09.25（明治1 大正2 昭和3 平成4 令和5）
職業	会社員

税務署整理欄（記入しないでください。）：整理番号／名簿／補完／事案／申告書提出年月日／災害等延長年月日／出国年月日／死亡年月日／財産細目コード／短期処理／訂正／作成区分／確認／関与区分／修正／枚数

Ⅰ 暦年課税分

ⅰ 特例贈与財産分

私は、租税特別措置法第70条の２の５第１項又は第３項の規定による**直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率（特例税率）の特例**の適用を受けます。

贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日
〇フリガナの濁点（゛）や半濁点（゜）は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。

項目	記入内容
住所	千代田区霞が関3丁目1番1号
フリガナ	コクゼ イ イチロウ
氏名	国税 一郎
続柄	3（直系尊属：父1 母2 祖父3 祖母4 上記以外5　※5の場合に記入します。）
生年月日	3 10.11.03

取得した財産の明細

種類	細目	利用区分・銘柄等	財産を取得した年月日
現金、預貯金等	現金、預貯金等	現金	令和 07 年 09 月 19 日
所在場所等	千代田区霞が関3丁目1番1号		財産の価額 5000000 円

過去の贈与税の申告状況：平成・令和 06 年分　麹町 署
（過去に、特例税率の適用を受けるために左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します。）

（2人目の贈与者欄：記入なし）

特例贈与財産の価額の合計額（課税価格）	①	5000000

ⅱ 一般贈与財産分

（贈与者欄：記入なし。続柄：直系尊属 父1 母2 祖父3 祖母4 上記以外5／直系尊属以外 夫6 妻7 上記以外8　※5又は8の場合に記入します。）

一般贈与財産の価額の合計額（課税価格）	②	
配偶者控除額（右の事実に該当する場合には、「□」にレ印を記入します。…□ 私は、今回の贈与者からの贈与について、初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。）（贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額）＿＿円（最高2,000万円）	③	

不動産番号 1件目　2件目　←贈与税の配偶者控除の適用を受ける場合は、登記事項証明書等に記載されている13桁の不動産番号を記入してください。

【合計欄】（単位：円）

暦年課税分（③の控除後の課税価格）

区分	項目	番号	金額
Ⅰ	暦年課税分の課税価格の合計額（①＋（②－③））	④	5000000
Ⅰ	暦年課税に係る基礎控除額	⑤	1100000
Ⅰ	⑤の控除後の課税価格（④－⑤）	⑥	3900000
Ⅰ	⑥に対する税額（「贈与税の速算表」を使用して計算します。）	⑦	485000
Ⅰ	外国税額の控除額	⑧	
Ⅰ	医療法人持分税額控除額	⑨	
Ⅰ	差引税額（⑦－⑧－⑨）	⑩	485000
Ⅱ	相続時精算課税分の課税価格の合計額（特定贈与者ごとの第二表の㉖の金額の合計額）	⑪	
Ⅱ	相続時精算課税分の差引税額の合計額（特定贈与者ごとの第二表の㊲の金額の合計額）	⑫	

区分	項目	番号	金額
Ⅲ 合計	課税価格の合計額（①＋②＋⑪）	⑬	5000000
Ⅲ 合計	差引税額の合計額（納付すべき税額）（⑩＋⑫）	⑭	485000
Ⅲ 合計	農地等納税猶予税額	⑮	00
Ⅲ 合計	株式等納税猶予税額	⑯	00
Ⅲ 合計	特例株式等納税猶予税額	⑰	00
Ⅲ 合計	医療法人持分納税猶予税額	⑱	00
Ⅲ 合計	事業用資産納税猶予税額	⑲	00
Ⅲ 合計	申告期限までに納付すべき税額（⑭－⑮－⑯－⑰－⑱－⑲）	⑳	485000
この申告書が修正申告書である場合 修正前の	差引税額の合計額（納付すべき税額）	㉑	00
この申告書が修正申告書である場合 修正前の	納税猶予税額の合計額	㉒	00
この申告書が修正申告書である場合 修正前の	申告期限までに納付すべき税額	㉓	00
この申告書が修正申告書である場合	差引税額の合計額（納付すべき税額）の増加額（⑭－㉑）	㉔	00
この申告書が修正申告書である場合	申告期限までに納付すべき税額の増加額（⑳－㉓）	㉕	00

（この申告が修正申告である場合の異動の内容等）

作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号　税理士法書面提出 30条 33条の2　通信日付印　確認

税務署整理欄（記入しないでください。）義務的修正期限　年　月　日

（資５－10－１－１－Ａ４統一）（令7.12）

⑦欄の税額の計算方法等については、申告書第一表（控用）の裏面をご確認ください。
相続時精算課税分

（住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第一表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第二表と、一緒に提出してください。）

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

過去に特例税率の適用を受けるために、左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、「提出した年分」及び「税務署名」を記入します。

転記します。

「特例贈与財産」（35ページ参照）のみを贈与により取得し、「特例税率」を適用して贈与税額を計算する場合には、 44ページの「贈与税（暦年課税）の税額の計算明細（特例贈与財産又は一般贈与財産のいずれか一方のみを取得した場合用）」の「○特例贈与財産のみを贈与により取得した場合（申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合）」により贈与税額を計算します。

なお、この「贈与税（暦年課税）の税額の計算明細」は、税務署に提出する必要はありません。

贈与税（暦年課税）の税額の計算明細

（注）この計算明細は、贈与税（暦年課税）の税額を算出するために使用するものですので、税務署に提出する必要はありません。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、贈与税の申告書が作成できます。画面の案内に沿って金額等を入力すれば、贈与税額などが自動で計算されますので、ご利用ください。

令和６年分以降用

（特例贈与財産又は一般贈与財産のいずれか一方のみを取得した場合用）

● 特例贈与財産のみを贈与により取得した場合（申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合）

贈与により財産を取得した人（贈与を受けた年の１月１日において18歳以上の人に限ります。）が、直系尊属（父母や祖父母など）から贈与により取得した財産（「特例贈与財産」といいます。）に係る贈与税の額は、「**特例税率**」を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額（申告書第一表の①の金額）	A	5,000,000 円
暦年課税に係る基礎控除額	B	1,100,000 円
Bの控除後の課税価格【A-B】	C	3,900,000 円
Cに対する税額 ※　下記の【速算表（特例贈与財産用）】を使用して計算します。 （申告書第一表の⑦欄に転記します。）	D	485,000 円

（例）特例贈与財産 6,000,000 円を取得した場合

（特例贈与財産の価額の合計額（A）から暦年課税に係る基礎控除額（B）を控除した課税価格（C）に【速算表（特例贈与財産用）】を使用して税額（D）を計算します。）

A6,000,000 円－B1,100,000 円＝C4,900,000 円

C4,900,000 円×20%（特例税率）－300,000 円（控除額）＝D680,000 円

【速算表（特例贈与財産用）】

基礎控除後の課税価格	2,000 千円以下	4,000 千円以下	6,000 千円以下	10,000 千円以下	15,000 千円以下	30,000 千円以下	45,000 千円以下	45,000 千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額（特例税率）	－	100 千円	300 千円	900 千円	1,900 千円	2,650 千円	4,150 千円	6,400 千円

＜ご注意ください！＞　「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系卑属に該当することを証する書類を提出する必要があります。ただし、過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるために当該書類を提出している場合には、申告書第一表の「過去の贈与税の申告状況」欄に、その提出した年分及び税務署名を記入します（当該書類を重ねて提出する必要はありません。）。

①「特例贈与財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額（1,100 千円）を差し引いた後の課税価格が 3,000 千円を超えるとき

②「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額（1,100 千円）を差し引いた後の課税価格※が 3,000 千円を超えるとき

※「一般贈与財産」について配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、配偶者控除額と基礎控除額（1,100 千円）を差し引いた後の課税価格となります。

特例贈与財産の価額の合計額（A5,000,000 円）から暦年課税に係る基礎控除額（B1,100,000 円）を控除した課税価格（C3,900,000 円）に【速算表（特例贈与財産用）】の「基礎控除後の課税価格」の区分に応じた特例税率（15%）及び控除額（100,000 円）を使用して贈与税額（D485,000円）を計算します。

一般贈与財産のみを贈与により取得した場合

「一般贈与財産」（35ページ参照）のみを贈与により取得し、「一般税率」を適用して贈与税額を計算する場合には、 44ページの「贈与税（暦年課税）の税額の計算明細（特例贈与財産又は一般贈与財産のいずれか一方のみを取得した場合用）」の「○一般贈与財産のみを贈与により取得した場合（申告書第一表の①欄に金額の記載がない場合）」により贈与税額を計算してください。

【事例２】暦年課税（一般税率及び特例税率）を適用する場合

私（甲野修）は、母（甲野花子）から現金 300 万円、兄（甲野武）から上場株式 500 株の贈与を受けました。
母は直系尊属ですが、兄は直系尊属ではありません。私は令和７年１月１日において 18 歳以上ですので、「一般税率」及び「特例税率」(注) を適用して暦年課税により申告します。
なお、私は、母からの贈与について、初めて「特例税率」の適用を受けます。
（注）「一般税率」及び「特例税率」については、35ページを参照してください。

神奈川 税務署長
8 年 2 月17 日 提出

令和 07 年分贈与税の申告書（兼贈与税の額の計算明細書）

修正 FD4751

第一表（令和6年分以降用）

提出用 税務署受付印

項目	記入内容
住所	〒×××−×××× （電話 ×××−×××−××××） 横浜市港北区◯◯△丁目×番×号
フリガナ	コウノ オサム
氏名	甲野 修
個人番号又は法人番号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記入してください。 ◯◯◯◯××××××××
生年月日	3 48.05.24（明治1 大正2 昭和3 平成4 令和5）
職業	自営業

税務署整理欄（記入しないでください。）
整理番号 / 名簿 / 補完 / 事案 / 申告書提出年月日 / 災害等延長年月日 / 出国年月日 / 死亡年月日 / 財産細目コード / 短期 / 処理 / 訂正 / 作成区分 / 確認 / 関与区分 / 修正 / 枚数

Ⅰ 暦年課税分

i 特例贈与財産分

私は、租税特別措置法第70条の２の５第１項又は第３項の規定による**直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率（特例税率）の特例**の適用を受けます。

贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日
◯フリガナの濁点（゛）や半濁点（゜）は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。

贈与者	種類 / 細目 / 利用区分・銘柄等	所在場所等	財産を取得した年月日 / 財産の価額（単位：円）
住所：目黒区◯◯△丁目×番×号 フリガナ：コウノ ハナコ 氏名：甲野 花子 続柄：2（直系尊属：父1 母2 祖父3 祖母4 上記以外5 ※5の場合に記入します。） 生年月日：3 22.11.04	現金、預貯金等 / 現金、預貯金等 / 現金	目黒区◯◯△丁目×番×号	令和07年09月25日 3000000
過去の贈与税の申告状況 平成・令和 年分 署			過去に、特例税率の適用を受けるために左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します。
住所： フリガナ： 氏名： 続柄： 生年月日：			令和 年 月 日
過去の贈与税の申告状況 平成・令和 年分 署			過去に、特例税率の適用を受けるために左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します。

特例贈与財産の価額の合計額（課税価格） ① 3000000

ii 一般贈与財産分

贈与者	種類 / 細目 / 利用区分・銘柄等	所在場所等	財産を取得した年月日 / 財産の価額 / 数量 / 単価
住所：世田谷区◯◯△丁目×番×号 フリガナ：コウノ タケシ 氏名：甲野 武 続柄：8 ※兄（直系尊属：父1 母2 祖父3 祖母4 上記以外5／直系尊属以外：夫6 妻7 上記以外8 ※5又は8の場合に記入します。） 生年月日：3 46.12.24	有価証券 / 上場株式等 / ◯◯株式会社	△△証券△△支店	令和07年04月10日 1500000 500株 3,000円
住所： フリガナ： 氏名： 続柄： 生年月日：			令和 年 月 日

一般贈与財産の価額の合計額（課税価格） ② 1500000

配偶者控除額（右の事実に該当する場合には、「□」にレ印を記入します。… □ 私は、今回の贈与者からの贈与について、初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。）（最高2,000万円） ③
（贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額）　円
不動産番号 1件目 2件目 ←贈与税の配偶者控除の適用を受ける場合は、登記事項証明書等に記載されている13桁の不動産番号を記入してください。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

⑦欄の税額の計算方法等については、申告書第一表（控用）の裏面をご確認ください。

【合計欄】（単位：円）

暦年課税分（③の控除後の課税価格）

区分	項目	番号	金額
Ⅰ	暦年課税分の課税価格の合計額（①＋（②−③））	④	4500000
Ⅰ	暦年課税に係る基礎控除額	⑤	1100000
Ⅰ	⑤の控除後の課税価格（④−⑤）	⑥	3400000
Ⅰ	⑥に対する税額（「贈与税の速算表」を使用して計算します。）	⑦	416666
Ⅰ	外国税額の控除額	⑧	
Ⅰ	医療法人持分税額控除額	⑨	
Ⅰ	差引税額（⑦−⑧−⑨）	⑩	416666
Ⅱ	相続時精算課税分の課税価格の合計額（特定贈与者ごとの第二表の㉖の金額の合計額）	⑪	
Ⅱ	相続時精算課税分の差引税額の合計額（特定贈与者ごとの第二表の㊲の金額の合計額）	⑫	
Ⅲ 合計	課税価格の合計額（①＋②＋⑪）	⑬	4500000
Ⅲ 合計	差引税額の合計額（納付すべき税額）（⑩＋⑫）	⑭	416600
Ⅲ 合計	農地等納税猶予税額	⑮	00
Ⅲ 合計	株式等納税猶予税額	⑯	00
Ⅲ 合計	特例株式等納税猶予税額	⑰	00
Ⅲ 合計	医療法人持分納税猶予税額	⑱	00
Ⅲ 合計	事業用資産納税猶予税額	⑲	00
Ⅲ 合計	申告期限までに納付すべき税額（⑭−⑮−⑯−⑰−⑱−⑲）	⑳	416600
この申告書が修正申告である場合	修正前の 差引税額の合計額（納付すべき税額）	㉑	00
この申告書が修正申告である場合	修正前の 納税猶予税額の合計額	㉒	00
この申告書が修正申告である場合	修正前の 申告期限までに納付すべき税額	㉓	00
この申告書が修正申告である場合	差引税額の合計額（納付すべき税額）の増加額（⑭−㉑）	㉔	00
この申告書が修正申告である場合	申告期限までに納付すべき税額の増加額（⑳−㉓）	㉕	00

転記します。

相続時精算課税分

（この申告が修正申告である場合の異動の内容等）

作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号　税理士法書面提出 30条 33条の2　通信日付印 確認

税務署整理欄（記入しないでください。） 義務的修正期限 年 月 日

（資５−10−１−１−Ａ４統一）（令7.12）

（住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第一表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第二表と、一緒に提出してください。）

「特例贈与財産」及び「一般贈与財産」（いずれも35ページ参照）の両方を贈与により取得し、「特例税率」及び「一般税率」を適用して贈与税額を計算する場合には、「贈与税（暦年課税）の税額の計算明細（特例贈与財産と一般贈与財産の両方を取得した場合用）」により贈与税額を計算します。

なお、「贈与税（暦年課税）の税額の計算明細（特例贈与財産と一般贈与財産の両方を取得した場合用）」については、国税庁ホームページからダウンロードすることができます。

【掲載場所】　ホーム＞税の情報・手続・用紙＞申告手続・用紙＞申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）＞確定申告等情報＞贈与税＞令和７年分贈与税の申告書等の様式一覧＞3_贈与税（暦年課税）の税額の計算明細（特例贈与財産と一般贈与財産の両方を取得した場合用）

また、この「贈与税（暦年課税）の税額の計算明細」は、税務署に提出する必要はありません。

贈与税（暦年課税）の税額の計算明細

（注）この計算明細は、贈与税（暦年課税）の税額を算出するために使用するものですので、税務署に提出する必要はありません。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、贈与税の申告書が作成できます。画面の案内に沿って金額等を入力すれば、贈与税額などが自動で計算されますので、ご利用ください。

令和６年分以降用（特例贈与財産と一般贈与財産の両方を取得した場合用）

● 特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合（申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合）

「**特例税率**」及び「**一般税率**」の両方を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額（申告書第一表の①の金額）	A	3,000,000円
一般贈与財産の価額の合計額（申告書第一表の②の金額）	B	1,500,000円
配偶者控除額（申告書第一表の③の金額）	C	0円
暦年課税分の課税価格の合計額【A+B-C】（申告書第一表の④の金額）	D	4,500,000円
暦年課税に係る基礎控除額	E	1,100,000円
Eの控除後の課税価格【D-E】（申告書第一表の⑥の金額）	F	3,400,000円
Fの金額に「特例税率」を適用した税額 ※　下記の【速算表（特例贈与財産用）】を使用して計算します。	G	410,000円
特例贈与財産に対応する税額【G×A／D】	H	273,333円
Fの金額に「一般税率」を適用した税額 ※　下記の【速算表（一般贈与財産用）】を使用して計算します。	I	430,000円
一般贈与財産に対応する税額【I×（B－C）／D】	J	143,333円
税額（H＋J）（申告書第一表の⑦欄に転記します。）	K	416,666円

（例）特例贈与財産 5,000,000 円及び一般贈与財産 10,000,000 円を取得した場合

特例贈与財産の価額（A）と一般贈与財産の価額（B）の合計額（D）から暦年課税に係る基礎控除額（E）を控除した課税価格（F）に【速算表（特例贈与財産用）】及び【速算表（一般贈与財産用）】を使用して計算した税額（G・I）について、それぞれ(1)及び(2)のとおり按分計算し、その合計額（K）を計算します。

(1)　特例贈与財産に対応する税額（G及びH欄の計算）

F13,900,000 円×40%（特例税率）－1,900,000 円（控除額）＝G3,660,000 円

G3,660,000 円×（A5,000,000 円／D15,000,000 円）＝H1,220,000 円（注）１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

(2)　一般贈与財産に対応する税額（I及びJ欄の計算）

F13,900,000 円×45%（一般税率）－1,750,000 円（控除額）＝I4,505,000 円

I4,505,000 円×{（B10,000,000 円－C0 円）／D15,000,000 円}＝J3,003,333 円（注）１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

(3)　贈与税額の計算（K欄の計算）

H1,220,000 円＋J3,003,333 円＝K4,223,333 円

【速算表（特例贈与財産用）】

贈与により財産を取得した人（贈与を受けた年の１月１日において18歳以上の人に限ります。）が、直系尊属（父母や祖父母など）から贈与により取得した財産（「**特例贈与財産**」といいます。）に係る贈与税の額は、「**特例税率**」を適用して計算します。

基礎控除後の課税価格	2,000 千円以下	4,000 千円以下	6,000 千円以下	10,000 千円以下	15,000 千円以下	30,000 千円以下	45,000 千円以下	45,000 千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額（特例税率）	－	100 千円	300 千円	900 千円	1,900 千円	2,650 千円	4,150 千円	6,400 千円

【速算表（一般贈与財産用）】

「特例税率」の適用がない贈与により取得した財産（「**一般贈与財産**」といいます。）に係る贈与税の額は、「**一般税率**」を適用して計算します。

基礎控除後の課税価格	2,000 千円以下	3,000 千円以下	4,000 千円以下	6,000 千円以下	10,000 千円以下	15,000 千円以下	30,000 千円以下	30,000 千円超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額（一般税率）	－	100 千円	250 千円	650 千円	1,250 千円	1,750 千円	2,500 千円	4,000 千円

特例贈与財産の価額（A3,000,000 円）と一般贈与財産の価額（B1,500,000 円）の合計額（D4,500,000 円）から暦年課税に係る基礎控除額（E1,100,000 円）を控除した課税価格（F3,400,000円）に【速算表（特例贈与財産用）】及び【速算表（一般贈与財産用）】の「基礎控除後の課税価格」の区分に応じた税率及び控除額を使用して計算した税額（G410,000 円・I430,000 円）について、それぞれの財産の価額に対応する税額（H273,333 円・J143,333 円）を計算し、その合計額（K416,666 円）を計算します。

【事例３】贈与税の配偶者控除の特例を適用する場合

私（丙本京子）は、夫（丙本三郎）から居住している家屋とその敷地（宅地、路線価地域）の贈与を受けました。なお、婚姻届を提出してから20年以上経過しており、贈与を受けた家屋とその敷地に今後も居住する予定です。贈与税の配偶者控除の特例（注1）の適用を受けます。また、夫は直系尊属ではありませんので、「一般税率」（注2）を適用して暦年課税により申告します。

（注）1 特例の概要については、42ページを参照してください。
　　2 「一般税率」については、35ページを参照してください。

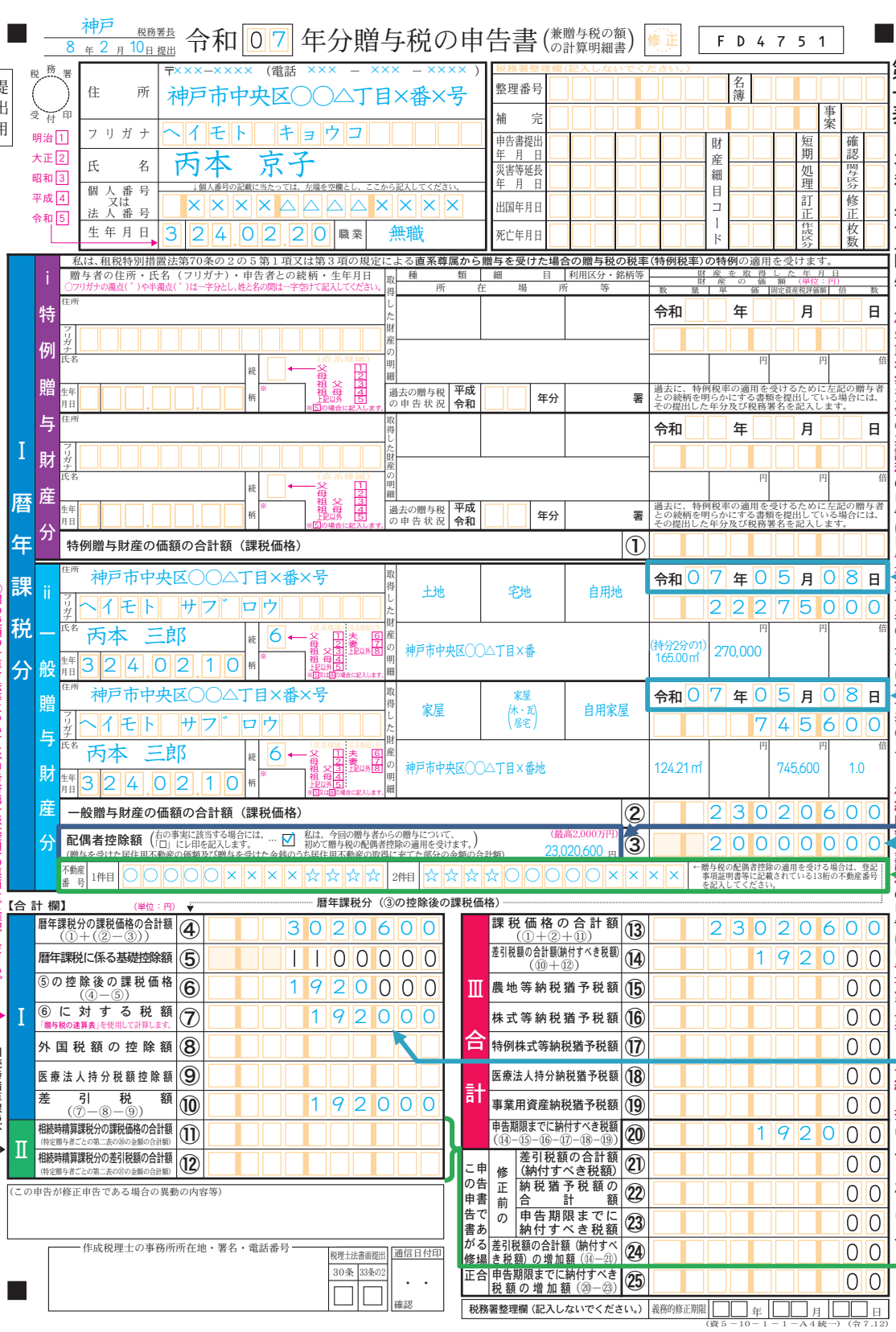

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

□にレ印を記入し、配偶者控除の対象となる「居住用不動産の価額」と「贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額」の合計額を記入します。

配偶者控除の金額を記入します（左の合計額を記入しますが、2,000万円を超える場合には2,000万円と記入します。）。

贈与により取得した不動産に係る不動産番号を記入することにより、その取得した不動産に係る登記事項証明書の添付を省略することができます（17ページの「贈与税の配偶者控除の特例の添付書類」の※参照）。

暦年課税による贈与税額の計算方法については、35、36ページを参照してください。

相続時精算課税に係る贈与財産がない場合には記入する必要はありません。

令和７年分　贈与税の配偶者控除の特例のチェックシート

このチェックシートは、令和７年中に贈与を受けた財産に対して配偶者控除(2,000万円控除)の特例を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。この回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

該当する回答を○で囲んでください。

1	贈与者はあなたの配偶者（夫又は妻）ですか。	は　い	いいえ
2	婚姻の届出をした日から贈与を受けた日までの期間は 20 年以上ですか。	は　い	いいえ
3	これまでに、この特例の適用を受けたことがありますか。	は　い いいえ	
4	**【3 で「はい」と回答した人のみ記入してください。】** 前回、この特例の適用を受けたときの贈与者と今回の贈与者は同じですか。	いいえ	は　い
5	贈与を受けた財産は不動産（土地等・家屋）又は金銭ですか。	は　い	いいえ
6	**【贈与を受けた財産のうちに不動産がある人のみ記入してください。】** その不動産は、国内にある不動産ですか。	は　い	いいえ
7	**【贈与を受けた財産のうちに金銭がある人のみ記入してください。】** その金銭を令和８年３月 15 日までに国内にある居住用の不動産の取得に充てますか。	は　い	いいえ
8	6 又は 7 の不動産に現在居住していますか。又は令和８年３月 15 日までに居住する見込みですか。	は　い	いいえ
9	今後引き続きこの不動産に居住する予定ですか。	は　い	いいえ

贈与税の配偶者控除の特例の添付書類

この贈与税の配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、贈与税の申告書等に、次の表に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

添　付　書　類	
1	**受贈者の戸籍の謄本又は抄本**（居住用不動産又は金銭の贈与を受けた日から 10 日を経過した日以後に作成されたものに限ります。）
2	**受贈者の戸籍の附票の写し**（居住用不動産又は金銭の贈与を受けた日から 10 日を経過した日以後に作成されたものに限ります。）
3	**登記事項証明書**などで受贈者が控除の対象となった居住用不動産を取得したことを証する書類 ※　申告書への不動産番号等の記入又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記載のある書類の提出をすることにより、登記事項証明書の原本の添付を省略することができます。

【事例４】相続時精算課税を適用する場合（贈与者１人）

私（乙沢花子）は、祖母（乙沢陽子）から宅地（自用地、路線価地域）と上場株式 5,000 株の贈与を受けました。
令和７年１月１日において、祖母は 60 歳以上、孫である私は 18 歳以上ですので、相続時精算課税(注)を選択して申告します。
（注）制度の概要については、37ページを参照してください。

板橋 税務署長
8 年 2 月25 日 提出

令和 0 7 年分贈与税の申告書（兼贈与税の額の計算明細書）

修正　　F D 4 7 5 1

第一表（令和6年分以降用）

提出用　税務署 受付印

住所	〒×××－×××× （電話 ××× － ××× － ××××） 板橋区〇〇△丁目×番×号
フリガナ	オツサ゛ワ ハナコ
氏名	乙沢 花子
個人番号又は法人番号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記入してください。 △△△△××××××××
生年月日	4 01.08.28
職業	自営業

明治1 大正2 昭和3 平成4 令和5

税務署整理欄（記入しないでください。）

整理番号		名簿			
補完				事案	
申告書提出年月日		財産細目コード		短期	確認
災害等延長年月日				処理	関与区分
出国年月日				訂正	修正
死亡年月日				作成区分	枚数

Ⅰ 暦年課税分

ⅰ 特例贈与財産分

私は、租税特別措置法第70条の２の５第１項又は第３項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率（特例税率）の特例の適用を受けます。

贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日 ○フリガナの濁点（゛）や半濁点（゜）は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。	取得した財産の明細：種類・細目・利用区分・銘柄等／所在場所等	財産を取得した年月日／財産の価額（単位：円）：数量・単価・固定資産税評価額・倍数
住所／フリガナ／氏名／続柄（直系尊属）父1 母2 祖父3 祖母4 上記以外5 ※5の場合に記入します。／生年月日	過去の贈与税の申告状況 平成・令和 年分 署	令和 年 月 日／円 円 倍／過去に、特例税率の適用を受けるために左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します。
住所／フリガナ／氏名／続柄（直系尊属）父1 母2 祖父3 祖母4 上記以外5 ※5の場合に記入します。／生年月日	過去の贈与税の申告状況 平成・令和 年分 署	令和 年 月 日／円 円 倍／過去に、特例税率の適用を受けるために左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します。

特例贈与財産の価額の合計額（課税価格） ①

ⅱ 一般贈与財産分

贈与者	取得した財産の明細	財産を取得した年月日／価額
住所／フリガナ／氏名／続柄（直系尊属）父1 母2 祖父3 祖母4 上記以外5（直系尊属以外）夫6 妻7 上記以外8 ※5又は8の場合に記入します。／生年月日		令和 年 月 日／円 円 倍
住所／フリガナ／氏名／続柄（直系尊属）父1 母2 祖父3 祖母4 上記以外5（直系尊属以外）夫6 妻7 上記以外8 ※5又は8の場合に記入します。／生年月日		令和 年 月 日／円 円 倍

一般贈与財産の価額の合計額（課税価格） ②

配偶者控除額（右の事実に該当する場合には、「□」にレ印を記入します。… □ 私は、今回の贈与者からの贈与について、初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。）（最高2,000万円） ③
（贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額）＿＿円

不動産番号 1件目 2件目 ←贈与税の配偶者控除の適用を受ける場合は、登記事項証明書等に記載されている13桁の不動産番号を記入してください。

暦年課税に係る贈与財産がない場合には記入する必要はありません。

（住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第一表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第二表と、一緒に提出してください。）

【合計欄】（単位：円）

暦年課税分（③の控除後の課税価格）

区分	項目	番号	金額
Ⅰ	暦年課税分の課税価格の合計額（①＋（②－③））	④	
Ⅰ	暦年課税に係る基礎控除額	⑤	1100000
Ⅰ	⑤の控除後の課税価格（④－⑤）	⑥	000
Ⅰ	⑥に対する税額「贈与税の速算表」を使用して計算します。	⑦	
Ⅰ	外国税額の控除額	⑧	
Ⅰ	医療法人持分税額控除額	⑨	
Ⅰ	差引税額（⑦－⑧－⑨）	⑩	
Ⅱ	相続時精算課税分の課税価格の合計額（特定贈与者ごとの第二表の㉖の金額の合計額）	⑪	27400000
Ⅱ	相続時精算課税分の差引税額の合計額（特定贈与者ごとの第二表の㊲の金額の合計額）	⑫	260000

⑦欄の税額の計算方法等については、申告書第一表（控用）の裏面をご確認ください。
相続時精算課税分

区分	項目	番号	金額
Ⅲ 合計	課税価格の合計額（①＋②＋⑪）	⑬	27400000
Ⅲ 合計	差引税額の合計額(納付すべき税額)（⑩＋⑫）	⑭	260000
Ⅲ 合計	農地等納税猶予税額	⑮	00
Ⅲ 合計	株式等納税猶予税額	⑯	00
Ⅲ 合計	特例株式等納税猶予税額	⑰	00
Ⅲ 合計	医療法人持分納税猶予税額	⑱	00
Ⅲ 合計	事業用資産納税猶予税額	⑲	00
Ⅲ 合計	申告期限までに納付すべき税額（⑭－⑮－⑯－⑰－⑱－⑲）	⑳	260000
この申告書が修正申告である場合 修正前の	差引税額の合計額（納付すべき税額）	㉑	00
この申告書が修正申告である場合 修正前の	納税猶予税額の合計額	㉒	00
この申告書が修正申告である場合 修正前の	申告期限までに納付すべき税額	㉓	00
この申告書が修正申告である場合	差引税額の合計額（納付すべき税額）の増加額（⑭－㉑）	㉔	00
この申告書が修正申告である場合	申告期限までに納付すべき税額の増加額（⑳－㉓）	㉕	00

転記します。
転記します。

（この申告が修正申告である場合の異動の内容等）

作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号　税理士法書面提出 30条 33条の2　通信日付印 確認

税務署整理欄（記入しないでください。） 義務的修正期限 年 月 日
（資５－10－１－１－A４統一）（令7.12）

○　新たに相続時精算課税の適用を受ける場合には、「相続時精算課税選択届出書」（20ページ参照）の提出が必要となります。本事例では、申告書第一表、第二表に添付して提出します。

「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」（42ページ参照）の適用を受けない場合には□にレ印を記入する必要はありません。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

■　令和 07 年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）　修正　FD4738　■

受贈者の氏名　乙沢　花子

第二表（令和6年分以降用）（第二表は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

提出用

相続時精算課税分

次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。
□ 私は、租税特別措置法第70条の３第１項の規定による**相続時精算課税選択の特例**の適用を受けます。　（単位：円）

特定贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日	左の特定贈与者から取得した財産の明細							
住所：豊島区〇〇△丁目△番△号 フリガナ：オツサ゛ワ ヨウコ 氏名：乙沢　陽子 続柄：4（父1、母2、祖父3、祖母4、1～4以外5）※ 生年月日：3 16.01.10（明治1、大正2、昭和3、平成4）	種類	細目	利用区分・銘柄等	財産を取得した年月日	財産の価額 数量	単価	固定資産税評価額	倍数
	所在場所等							
	土地	宅地	自用地	令和 07年07月03日	259500000			
	板橋区〇〇△丁目×番				86.50㎡	300,000円	円	倍
	有価証券	上場株式等	〇〇株式会社	令和 07年10月16日	1450000			
	△△証券△△支店				5,000株	290円	円	倍
				令和　年　月　日				
						円	円	倍

※国の場合に記入します。

精算課税分	財産の価額の合計額（課税価格）	㉖	2740000
基礎控除の計算	特定贈与者ごとの贈与税の課税価格の合計額（注１）	㉗	2740000
	相続時精算課税に係る基礎控除額（110万円×㉖÷㉗）（注２）	㉘	1100000
	㉘の控除後の課税価格（㉖－㉘）	㉙	2630000
特別控除額の計算	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	㉚	0
	特別控除額の残額（2,500万円－㉚）	㉛	2500000
	特別控除額（㉙の金額と㉛の金額のいずれか低い金額）	㉜	2500000
	翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－㉚－㉜）	㉝	0
税額の計算	㉜の控除後の課税価格（㉙－㉜）【1,000円未満切捨て】	㉞	1300000
	㉞に対する税額（㉞×20％）	㉟	260000
	外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）	㊱	
	差引税額（㉟－㊱）	㊲	260000

上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税選択届出書の提出又は相続時精算課税分の贈与税の申告状況	提出・申告した税務署名	提出・申告した年分	受贈者の住所及び氏名（「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。）
	署	平成 令和 年分	
	署	平成 令和 年分	
	署	平成 令和 年分	
	署	平成 令和 年分	

上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

（注１）　特定贈与者ごとの第二表の㉖の金額の合計額を記載します。
なお、年の中途において死亡した特定贈与者がいる場合には、その特定贈与者からの贈与により取得した財産の価額の合計額も加算します（その特定贈与者に係る第二表の作成の必要はありません。）。

（注２）　㉘欄の金額に１円未満の端数がある場合には、特定贈与者ごとの相続時精算課税に係る基礎控除額の合計額が110万円になるようにその端数を調整してください。

◎　上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

＊	税務署整理欄	整理番号	名簿	届出番号	－
		財産細目コード	確認		

■　＊欄には記入しないでください。　（資５－10－２－１－Ａ４統一）（令7.12）

相続時精算課税

「相続時精算課税選択届出書」については、国税庁ホームページからダウンロードすることができます。

【掲載場所】 ホーム＞税の情報・手続・用紙＞申告手続・用紙＞申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）＞確定申告等情報＞贈与税＞令和７年分贈与税の申告書等の様式一覧＞25_ 相続時精算課税選択届出書（令和６年分以降用）

（令和６年分以降用）

税務署受付印

相続時精算課税選択届出書

令和 8 年 2 月 25 日

板橋 税務署長

受贈者	住所又は居所	〒×××-××××電話（ ××× － ××× － ×××× ） 板橋区○○△丁目×番×号
	フリガナ	オツザワ ハナコ
	氏名（生年月日）	乙沢 花子 （大・昭・平 1 年 8 月 28 日）
	個人番号	
	特定贈与者との続柄	孫

私は、下記の特定贈与者から令和 7 年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の９第１項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所又は居所	豊島区○○△丁目△番△号
フリガナ	オツザワ ヨウコ
氏名	乙沢 陽子
生年月日	明・大・昭・平 16 年 1 月 10 日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合

推定相続人又は孫となった理由	
推定相続人又は孫となった年月日	令和 年 月 日

（注）孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

3 相続時精算課税選択届出書の提出方法（該当する場合は、□に✓印を記入してください。）

□ 私は、贈与税の申告書を提出しないため、相続時精算課税選択届出書を単独で提出します。

（注）贈与税の申告書を提出する場合には、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出する必要があります。

4 添付書類（次の書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。）

☑ **受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本**その他の書類で、次の内容を証する書類（贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。）

（１）受贈者の氏名、生年月日

（２）受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること

（※）１ 租税特別措置法第 70 条の６の８（（個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除））の適用を受ける特例事業受贈者が同法第 70 条の２の７（（相続時精算課税適用者の特例））の適用を受ける場合には、「⑴の内容を証する書類」及び「その特例事業受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第 70 条の６の８第１項に規定する特例受贈事業用資産の取得をしたことを証する書類」となります。

２ 租税特別措置法第 70 条の７の５（（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例））の適用を受ける特例経営承継受贈者が同法第 70 条の２の８（（相続時精算課税適用者の特例））の適用を受ける場合には、「⑴の内容を証する書類」及び「その特例経営承継受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第 70 条の７の５第１項に規定する特例対象受贈非上場株式等の取得をしたことを証する書類」となります。

（注）この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます（**この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。**）。

作成税理士		電話番号	

※ 税務署欄	届出番号	名簿番号	確認	番号確認	身元確認	確認書類
	－				□ 済 □ 未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（ ）
	通信日付印	年 月 日	（確認者）			

※欄には記入しないでください。

（資５－４２－Ａ４統一）（令7.12）

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類と一緒に提出してください。

贈与税の申告書を提出せず、相続時精算課税選択届出書を単独で提出する場合には、マイナンバー（個人番号）の記入が必要です。

令和７年中に特定贈与者（1ページ参照）の孫が特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

特定贈与者からの贈与により取得した財産の価額の合計額が、相続時精算課税に係る基礎控除額（110万円）を超えない場合など、贈与税の申告書を提出せず、相続時精算課税選択届出書を単独で提出する場合には、□にレ印を記入してください。

Q＆A 相続時精算課税選択届出書は贈与者ごとに作成する必要がありますか。

問： 私は祖父と母から財産の贈与を受け、それぞれから贈与を受けた財産について相続時精算課税を選択しようと考えています。その場合、相続時精算課税選択届出書は、祖父と母それぞれに作成しなければならないのでしょうか。

答： 祖父と母それぞれに作成する必要があります。相続時精算課税選択届出書は、贈与者ごとに作成しなければなりません。

令和７年分　相続時精算課税を選択する場合のチェックシート

このチェックシートは、令和７年中に贈与を受けた財産に対して相続時精算課税を選択することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。この回答欄の左側のみに○がある場合には、原則として相続時精算課税を選択することができます。

該当する回答を○で囲んでください。

1	贈与者は、昭和 40 年１月２日以前に生まれた人ですか。	は　い	いいえ
2	あなたは、平成 19 年１月２日以前に生まれた人ですか。	は　い	いいえ
3	あなたは、贈与を受けた日現在において贈与者の**直系卑属（子や孫など）である推定相続人**又は**孫**ですか。	は　い	いいえ

（注）1　住宅取得等のための金銭の贈与を受けた人で、その贈与者が昭和 40 年１月３日以後に生まれた人の場合には、「令和７年分『住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例』のチェックシート」（31 ページ又は 33 ページ参照）を使用してください。

2　「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（※）又は「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（※）の適用を受ける場合は、３の要件を満たさない場合であっても相続時精算課税の適用を受けることができます。「『非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例』のチェックシート」（※）又は「『個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除』のチェックシート」（※）を併せて使用してください。

※　これらの特例のあらましやチェックシートについては、国税庁ホームページに掲載しています。

相続時精算課税の添付書類

相続時精算課税（42ページの「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」を含みます。）の適用を新たに受ける場合（38ページの（ﾛ）の（注2）参照）には、相続時精算課税選択届出書に次の書類（贈与を受けた日以後に作成されたものに限ります。）を添付して提出しなければなりません。

添　付　書　類
受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類 ⑴　受贈者の氏名、生年月日 ⑵　受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること （注）1　「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（国税庁ホームページ参照）の適用を受ける場合（受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫である場合を除きます。）は、「⑴の内容を証する書類」及び「受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第 70 条の６の８第１項に規定する特例受贈事業用資産の取得をしたことを証する書類」となります。 2　「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（国税庁ホームページ参照）の適用を受ける場合（受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫である場合を除きます。）は、「⑴の内容を証する書類」及び「受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第 70 条の７の５第１項に規定する特例対象受贈非上場株式等の取得をしたことを証する書類」となります。

（注）　受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合の提出書類については、国税庁ホームページをご覧ください。

Ｑ＆Ａ　不動産取得税はかかりますか。

問：　相続時精算課税に係る贈与により取得した不動産の価額が相続時精算課税の特別控除額以下であっても、不動産取得税（地方税）はかかるのでしょうか。

答：　贈与により取得した不動産の価額が相続時精算課税の特別控除額以下でも、不動産取得税（地方税）はかかります。詳しくは都道府県税事務所にお尋ねください。

【事例５】相続時精算課税を適用する場合（贈与者２人）

私（埼玉太郎）は、祖父（埼玉一男）から非上場株式である〇× 株式会社の株式を 1,000 株、祖母（埼玉花子）から預金 2,000 万円の贈与を受けました。令和７年１月１日において、祖母は 60 歳以上、孫である私は 18 歳以上ですので、祖母からの贈与について、相続時精算課税（注１）を選択して申告します。

なお、私は祖父から、令和６年以前にも贈与を受け、相続時精算課税を選択し、特別控除額を 2,500 万円適用して申告しています。

また、私は、贈与を受けた株式について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予（注２）は適用しません。

（注）１　制度の概要については、37ページを参照してください。
　　２　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の概要については、国税庁ホームページをご覧ください。

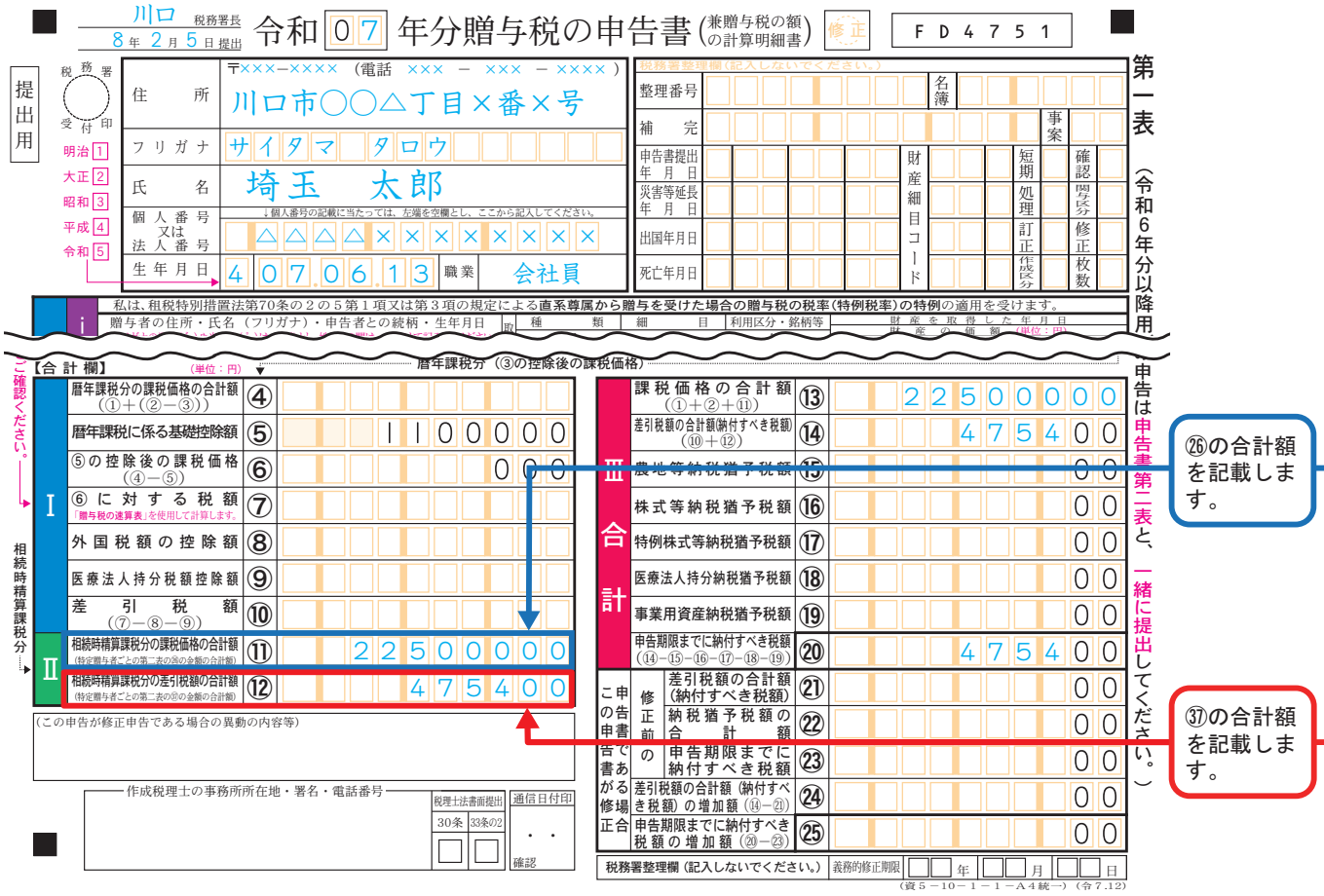

相続時精算課税に係る基礎控除額の計算方法

＜㉗：特定贈与者ごとの贈与税の課税価格の合計額＞

（申告書第二表１枚目の㉖）　（申告書第二表２枚目の㉖）
2,500,000円　＋　20,000,000円　＝　22,500,000円

＜申告書第二表１枚目の㉘：祖父（埼玉一男）からの贈与財産に係る基礎控除額＞

$$1,100,000\text{円} \times \frac{2,500,000\text{円}}{22,500,000\text{円}} = 122,223\text{円} \quad (※)$$

（申告書第二表１枚目の㉖）
（㉗：特定贈与者ごとの贈与税の課税価格の合計額）

＜申告書第二表２枚目の㉘：祖母（埼玉花子）からの贈与財産に係る基礎控除額＞

$$1,100,000\text{円} \times \frac{20,000,000\text{円}}{22,500,000\text{円}} = 977,777\text{円} \quad (※)$$

（申告書第二表２枚目の㉖）
（㉗：特定贈与者ごとの贈与税の課税価格の合計額）

※　計算した金額に、１円未満の端数がある場合には、特定贈与者ごとの相続時精算課税に係る基礎控除額の合計額が110万円になるようにその端数を調整します。

○　申告書第二表は、特定贈与者（１ページ参照）ごとに作成するため、本事例では、申告書第二表を２枚使用します。

申告書第二表：１枚目

相続時精算課税分

特定贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日
○フリガナの濁点（゛）や半濁点（゜）は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。

住所：川口市○○△丁目×番×号
フリガナ：サイタマ　カズオ
氏名：埼玉　一男
続柄：3（父1、母2、祖父3、祖母4、1～4以外5）※5の場合に記入します。
生年月日：3（明治1、大正2、昭和3、平成4）14.12.02

左の特定贈与者から取得した財産の明細

種類	細目	利用区分・銘柄等	所在場所等	財産を取得した年月日	財産の価額 数量	単価	固定資産税評価額	倍数
有価証券	取引相場のない株式その他の方式	○×株式会社	川口市○○△丁目×番×号	令和07年08月26日	1,000株	2,500円		倍
				令和　年　月　日		円	円	倍
				令和　年　月　日		円	円	倍

（令和6年分以降用）（第二表は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

財産の価額の合計額（課税価格）		㉖	2500000
基礎控除の計算	特定贈与者ごとの贈与税の課税価格の合計額（注１）	㉗	2250000
	相続時精算課税に係る基礎控除額（110万円×㉖÷㉗）（注２）	㉘	122223
㉘の控除後の課税価格（㉖－㉘）		㉙	2377777
特別控除額の計算	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	㉚	2500000
	特別控除額の残額（2,500万円－㉚）	㉛	0
	特別控除額（㉙の金額と㉛の金額のいずれか低い金額）	㉜	0
	翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－㉚－㉜）	㉝	0
税額の計算	㉜の控除後の課税価格（㉙－㉜）【1,000円未満切捨て】	㉞	2377000
	㉞に対する税額（㉞×20％）	㉟	475400
	外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）	㊱	
	差引税額（㉟－㊱）	㊲	475400

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

特定贈与者ごとの㉖の金額の合計額を㉗に記載します。㉘の相続時精算課税に係る基礎控除額の計算方法については、22ページを参照してください。

申告書第二表：２枚目

相続時精算課税分

特定贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日
○フリガナの濁点（゛）や半濁点（゜）は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。

住所：川口市○○△丁目×番×号
フリガナ：サイタマ　ハナコ
氏名：埼玉　花子
続柄：4（父1、母2、祖父3、祖母4、1～4以外5）※5の場合に記入します。
生年月日：3（明治1、大正2、昭和3、平成4）15.09.10

左の特定贈与者から取得した財産の明細

種類	細目	利用区分・銘柄等	所在場所等	財産を取得した年月日	財産の価額 数量	単価	固定資産税評価額	倍数
現金、預貯金等	現金、預貯金等	普通預金	○○銀行△△支店	令和07年08月26日	2000000	円	円	倍
				令和　年　月　日		円	円	倍
				令和　年　月　日		円	円	倍

（令和6年分以降用）（第二表は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

財産の価額の合計額（課税価格）		㉖	2000000
基礎控除の計算	特定贈与者ごとの贈与税の課税価格の合計額（注１）	㉗	2250000
	相続時精算課税に係る基礎控除額（110万円×㉖÷㉗）（注２）	㉘	977777
㉘の控除後の課税価格（㉖－㉘）		㉙	1902223
特別控除額の計算	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	㉚	0
	特別控除額の残額（2,500万円－㉚）	㉛	2500000
	特別控除額（㉙の金額と㉛の金額のいずれか低い金額）	㉜	1902223
	翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－㉚－㉜）	㉝	597777
税額の計算	㉜の控除後の課税価格（㉙－㉜）【1,000円未満切捨て】	㉞	000
	㉞に対する税額（㉞×20％）	㉟	00
	外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）	㊱	
	差引税額（㉟－㊱）	㊲	0

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

祖母からの贈与については、初めて相続時精算課税を選択しますので、申告書に、相続時精算課税選択届出書及び添付書類を添付して提出する必要があります。詳しくは20、21ページを参照してください。

【事例６】住宅取得等資金の非課税を適用する場合

私（札幌史郎）は、自分の住宅用の家屋の新築をするために、父（札幌太郎）から現金 1,500 万円の贈与を受けました。家屋の種類は、省エネ等住宅（42 ページ参照）であり、令和７年中に完成し居住を始めています。この贈与を受けた現金について住宅取得等資金の非課税（注１）を適用し、「特例税率」（注２）を適用して暦年課税により申告します（注３）。

なお、私は、父からの贈与について、初めて「特例税率」の適用を受けます。

（注）1　特例の概要については42ページを、「チェックシート」及び「添付書類」については27ページ及び28ページのⒶ－１を参照してください。

2　「特例税率」については、35ページを参照してください。

3　住宅取得等資金の非課税適用後の残額（課税価格に算入される金額）について、暦年課税ではなく、相続時精算課税（37、38ページ参照）を適用する場合には、21ページの「チェックシート」及び「添付書類」も参照してください。

札幌中 税務署長
8 年 2 月 25 日 提出

令和 07 年分贈与税の申告書（兼贈与税の額の計算明細書）　修正　F D 4 7 5 1

第一表（令和６年分以降用）

提出用　税務署受付印

住所	〒×××−××××（電話 ××× − ××× − ××××）札幌市中央区△△条△丁目×番×号
フリガナ	サッポ゚ロ シロウ
氏名	札幌　史郎
個人番号又は法人番号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記入してください。 ××××××××○○○○
生年月日	3 56.08.08（明治1 大正2 昭和3 平成4 令和5）
職業	会社員

税務署整理欄（記入しないでください。）：整理番号、名簿、補完、事案、申告書提出年月日、災害等延長年月日、出国年月日、死亡年月日、財産細目コード、短期処理、訂正、作成区分、確認、関与区分、修正、枚数

Ⅰ 暦年課税分

ⅰ 特例贈与財産分

私は、租税特別措置法第70条の２の５第１項又は第３項の規定による**直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率（特例税率）の特例**の適用を受けます。

贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日
○フリガナの濁点（゛）や半濁点（゜）は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。

贈与者	取得した財産の明細（種類 / 細目 / 利用区分・銘柄等 / 所在場所等）	財産を取得した年月日 / 財産の価額（単位：円）
住所：申告書第一表の二のとおり　フリガナ：サッポ゚ロ タロウ　氏名：札幌　太郎　続柄（直系尊属）父1 母2 祖父3 祖母4 上記以外5 ※5の場合に記入します。　生年月日	現金、預貯金等 / 現金、預貯金等 / 現金（住宅取得等資金）	令和 07 年 09 月 18 日　5000000
過去の贈与税の申告状況　平成・令和　年分　署		過去に、特例税率の適用を受けるために左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します。
住所　フリガナ　氏名　続柄　生年月日		令和　年　月　日
過去の贈与税の申告状況　平成・令和　年分　署		

特例贈与財産の価額の合計額（課税価格）① 5000000

ⅱ 一般贈与財産分

贈与者	取得した財産の明細	財産を取得した年月日 / 財産の価額
住所　フリガナ　氏名　続柄（直系尊属）父1 母2 祖父3 祖母4 上記以外5（直系尊属以外）夫6 妻7 上記以外8 ※5又は8の場合に記入します。　生年月日		令和　年　月　日
住所　フリガナ　氏名　続柄　生年月日		令和　年　月　日

一般贈与財産の価額の合計額（課税価格）②

配偶者控除額（右の事実に該当する場合には、「□」にレ印を記入します。…□ 私は、今回の贈与者からの贈与について、初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。）（最高2,000万円）③
（贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額）＿＿＿円

不動産番号　1件目　2件目　←贈与税の配偶者控除の適用を受ける場合は、登記事項証明書等に記載されている13桁の不動産番号を記入してください。

【合計欄】（単位：円）　暦年課税分（③の控除後の課税価格）

区分	項目	番号	金額
Ⅰ	暦年課税分の課税価格の合計額（①＋（②－③））	④	5000000
Ⅰ	暦年課税に係る基礎控除額	⑤	1100000
Ⅰ	⑤の控除後の課税価格（④－⑤）	⑥	3900000
Ⅰ	⑥に対する税額「贈与税の速算表」を使用して計算します。	⑦	485000
Ⅰ	外国税額の控除額	⑧	
Ⅰ	医療法人持分税額控除額	⑨	
Ⅰ	差引税額（⑦－⑧－⑨）	⑩	485000
Ⅱ	相続時精算課税分の課税価格の合計額（特定贈与者ごとの第二表の㉖の金額の合計額）	⑪	
Ⅱ	相続時精算課税分の差引税額の合計額（特定贈与者ごとの第二表の㊲の金額の合計額）	⑫	

区分	項目	番号	金額
Ⅲ 合計	課税価格の合計額（①＋②＋⑪）	⑬	5000000
Ⅲ 合計	差引税額の合計額(納付すべき税額)（⑩＋⑫）	⑭	485000
Ⅲ 合計	農地等納税猶予税額	⑮	00
Ⅲ 合計	株式等納税猶予税額	⑯	00
Ⅲ 合計	特例株式等納税猶予税額	⑰	00
Ⅲ 合計	医療法人持分納税猶予税額	⑱	00
Ⅲ 合計	事業用資産納税猶予税額	⑲	00
Ⅲ 合計	申告期限までに納付すべき税額（⑭－⑮－⑯－⑰－⑱－⑲）	⑳	485000
この申告書が修正申告である場合（修正前の）	差引税額の合計額（納付すべき税額）	㉑	00
この申告書が修正申告である場合（修正前の）	納税猶予税額の合計額	㉒	00
この申告書が修正申告である場合（修正前の）	申告期限までに納付すべき税額	㉓	00
この申告書が修正申告である場合	差引税額の合計額（納付すべき税額）の増加額（⑭－㉑）	㉔	00
この申告書が修正申告である場合	申告期限までに納付すべき税額の増加額（⑳－㉓）	㉕	00

⑦欄の税額の計算方法等については、申告書第一表（控用）の裏面をご確認ください。

相続時精算課税分

（この申告が修正申告である場合の異動の内容等）

作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号　税理士法書面提出 30条 33条の2　通信日付印　確認

税務署整理欄（記入しないでください。）義務的修正期限　年　月　日

（資５－10－１－１－Ａ４統一）（令7.12）

（住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第一表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第二表と、一緒に提出してください。）

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

転記します。（注）㊻又は㊼が０の場合には「Ⅰ暦年課税分」に記入する必要はありません。

暦年課税による贈与税額の計算方法については、35、36ページを参照してください。

■ 令和 07 年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書） 修正 FD4772 ■

「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には□にレ印を記入します。

受贈者の氏名	札幌　史郎

提出用

住宅取得等資金の非課税分

次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。

☑ 私は、租税特別措置法第70条の２第１項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。（注１）

（単位：円）

贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日（○フリガナの濁点（゛）や半濁点（゜）は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。）	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 / 住宅取得等資金の金額
住所：札幌市中央区△△条×丁目×番×号 フリガナ：サッポロ タロウ 氏名：札幌　太郎　続柄：1（直系尊属）父 1、母 2、祖父 3、祖母 4、上記以外 5（※図の場合に記入します。） 生年月日：3 26.05.10（明治 1、大正 2、昭和 3、平成 4）	札幌市中央区△△条×丁目×番×号	令和 07 年 09 月 18 日 15000000
		令和　年　月　日
住宅取得等資金の合計額 ㊳		15000000

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日（○フリガナの濁点（゛）や半濁点（゜）は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。）	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 / 住宅取得等資金の金額
住所： フリガナ： 氏名：　続柄：（直系尊属）父 1、母 2、祖父 3、祖母 4、上記以外 5（※図の場合に記入します。） 生年月日：（明治 1、大正 2、昭和 3、平成 4）		令和　年　月　日
		令和　年　月　日
住宅取得等資金の合計額 ㊴		

非課税限度額の計算	住宅資金非課税限度額（1,000万円又は500万円）（注２）	㊵	10000000
	令和６年分以後の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	㊶	
	住宅資金非課税限度額の残額（㊵－㊶）	㊷	10000000
贈与者別の非課税の適用を受ける金額の計算	㊳のうち非課税の適用を受ける金額	㊸	10000000
	㊴のうち非課税の適用を受ける金額	㊹	
	非課税の適用を受ける金額の合計額（㊸＋㊹）（㊷の金額を限度とします。）	㊺	10000000
贈与税の課税価格に算入される金額の計算	㊳のうち課税価格に算入される金額（㊳－㊸）（㊳に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。）	㊻	50000000
	㊴のうち課税価格に算入される金額（㊴－㊹）（㊴に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。）	㊼	

非課税限度額は42ページを参照してください。

不動産番号等の明細

新築・取得・増改築等をした住宅用の家屋等の登記事項証明書等に記載されている13桁の不動産番号等を記入してください。
※不動産番号等の記載されている書類の写しを添付した場合には下記の記入を省略することができます。

不動産の種別	所在及び地番又は家屋番号	不動産番号
☑ 土地 □ 建物	札幌市中央区△△条△丁目×番	○○○○○×××××△△△△
□ 土地 ☑ 建物	札幌市中央区△△条△丁目×番地（家屋番号□番□）	△△△△△×××××○○○○
□ 土地 □ 建物		

種別、所在及び地番（家屋番号）又は不動産番号を記入することにより、登記事項証明書の添付を省略することができます（28ページの「添付書類一覧Ⓐ－１」の「No.７・８・９」の①（注３）参照）。

（注１） 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、この申告書に係る年分（以下「適用年分」といいます。）の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は□の中にレ印を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります（適用年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超（新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋の床面積が50㎡未満である場合は1,000万円超）の場合には、住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。）。

☑ 私は、適用年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を所轄税務署長へ提出しました。

（注２） 新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋（租税特別措置法施行令第40条の４の２第８項又は第９項の規定により証明がされたものをいいます。）である場合は「1,000万円」と、それ以外の住宅用の家屋である場合は「500万円」となります。

（注３） 住宅取得等資金の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例（以下、これらを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。）の適用を受ける人が、所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、住宅借入金等特別控除額の計算上、住宅の取得等又は住宅の増改築等の対価等の額から住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた部分の金額を差し引く必要がありますのでご注意ください。

＊	税務署整理欄	整理番号		名簿		確認	

＊欄には記入しないでください。

第一表の二（令和７年分以降用）（第一表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

■ （資５－10－１－３－Ａ４統一）（令７.12）

（注）**「合計所得金額」**とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

※　申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（長（短）期譲渡所得については特別控除前の金額）の合計額を加算した金額です。

①　事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益の通算後の金額）

②　総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益の通算後の金額）の２分の１の金額

ただし、繰越控除（純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除など）を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

これらの事例のほか、
- 住宅取得等資金の非課税と住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例を適用する場合
- 農地等についての贈与税の納税猶予及び免除を適用する場合
- 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例を適用し暦年課税を選択する場合

に関する申告書の作成例や提出書類のチェックシートなどを国税庁ホームページに掲載しています。

＜令和７年分用＞

○　住宅取得等資金の贈与税の特例に係る「チェックシート」及び「添付書類」の区分

下に掲げる表の区分に応じて使用するチェックシートが異なります。なお、各特例のチェックシートの裏面には、その適用に必要な書類の一覧が記載されています。また、震災に係る住宅取得等資金の非課税を適用する場合には、**「Ⓓ震災に係る住宅取得等資金の非課税」**の「チェックシート」及び「添付書類」を使用します。おって、Ⓒ及びⒹのチェックシートは国税庁ホームページに掲載しています。

「Ⓐ住宅取得等資金の非課税」の概要及び**「Ⓑ住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」**の概要については42ページを、**「Ⓓ震災に係る住宅取得等資金の非課税」**の概要については43ページを参照してください。

適用を受けようとする特例の種類 ＼ 住宅用の家屋の取得等の態様	Ⓐ 住宅取得等資金の非課税（非課税限度額については、42ページを参照してください。）	Ⓒ Ⓐの適用に係る災害に関する税制上の措置（下の※を参照してください。）	Ⓑ 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例（贈与者が60歳未満であっても相続時精算課税を選択できる特例です。）	Ⓒ Ⓑの適用に係る災害に関する税制上の措置（下の※を参照してください。）
新　築（請負契約（注文住宅）などにより住宅用の家屋を新築した場合）	Ⓐ－１（27ページ）	Ⓐ－１（27ページ）＋Ⓒ－１	Ⓑ－１（31ページ）	Ⓑ－１（31ページ）＋Ⓒ－１
取　得（建売住宅や分譲マンションを売買契約などにより住宅用の家屋として購入した場合）				
増改築等（住宅用の家屋に対して増築又は改築などの工事をした場合）	Ⓐ－２（29ページ）	Ⓐ－２（29ページ）＋Ⓒ－２	Ⓑ－２（33ページ）	Ⓑ－２（33ページ）＋Ⓒ－２

（注）１　**「新築」**には、令和８年３月15日において屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。

２　**「取得」**の場合には、上記１の状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合であっても、令和８年３月15日までにその引渡しを受けていなければなりません。

３　**「増改築等」**には、令和８年３月15日において増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。

４　「Ⓐ住宅取得等資金の非課税」又は「Ⓓ震災に係る住宅取得等資金の非課税」と「Ⓑ住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」とを併用して適用する場合には、それぞれの特例用のチェックシートによりチェック項目や添付書類を確認する必要があります。

※　「Ⓒ住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）」の概要

「Ⓐ住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人が次の①若しくは②に該当することとなった場合又は「Ⓑ住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」若しくは「Ⓓ震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人が次の②に該当することとなった場合には、各特例の適用要件が一部緩和されます。

①　平成21年分から令和６年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けて新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第２条第２号に規定する政令で定める自然災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）をした場合

②　令和７年中に住宅取得等資金の贈与を受けた人で次に掲げる場合に該当する場合

イ　令和８年３月15日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等ができなかった場合

ロ　令和８年３月15日までに住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失をした場合

令和７年分「住宅取得等資金の非課税」のチェックシート　Ⓐ－１　新築又は取得用

このチェックシートは、令和７年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合（「12」のチェック項目は除きます。）には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

また、次の場合には、このチェックシートと要件が異なる点がありますので、**「令和７年分『住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）』のチェックシートⒸ－１　新築又は取得用」（以下「チェックシートⒸ－１」といいます。）**を併せてご使用ください。なお、**「チェックシートⒸ－１」**は国税庁ホームページに掲載しています。

①　平成21年分から令和６年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けて新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第２条第２号に規定する政令で定める自然災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）をした場合

②　令和７年中に住宅取得等資金の贈与を受けた人で次に掲げる場合に該当する場合

イ　令和８年３月15日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の新築又は取得ができなかった場合

ロ　令和８年３月15日までに住宅用の家屋の新築又は取得をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失をした場合

※1　上記①に該当する人の「『非課税限度額』に関する事項」は、チェックシートⒸ－１で確認してください。

2　上記②イに該当する人は、「『住宅用の家屋の新築又は取得』に関する事項」の「取得をした」を「取得をする」に、「『非課税限度額』に関する事項」の「『№12』に掲げる書類により証明されたもの」を「『№12』に掲げる書類により証明される見込みであるもの」に代えて確認してください。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属（子や孫など）ですか。	は　い	いいえ
2	あなたは、平成19年１月２日以前に生まれた人ですか。	は　い	いいえ
3	あなたの令和７年分の所得税に係る合計所得金額は、2,000万円以下（新築又は取得をした住宅用の家屋の登記簿上の床面積が40㎡以上50㎡未満の場合は、1,000万円以下）ですか。	は　い	いいえ
4	あなたは、平成21年分から令和５年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがありますか。	いいえ	は　い

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

5	新築又は取得をした住宅用の家屋は、あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき新築（これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をし、又はこれらの人から取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	は　い
6	令和８年３月15日までに住宅用の家屋の新築（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）又は取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。	は　い	いいえ
7	令和８年３月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了（新築の工事の完了に準ずる状態を含みます。）又は住宅用の家屋の取得をしていますか。 (注) 1 「新築の工事の完了に準ずる状態」とは、屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。 2 「取得」の場合には、上記１の状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合であっても、令和８年３月 15 日までにその引渡しを受けていなければなりません。 3 受贈者が「住宅用の家屋」を所有する（共有持分を有する場合も含まれます。）ことにならない場合は、この特例の適用を受けることはできません。	は　い	いいえ
8	新築又は取得をした住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は40㎡以上240㎡以下で、かつ、その家屋の床面積の２分の１以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。	は　い	いいえ
9	**【住宅用の家屋の「取得」をした人のみ記入してください。】** 取得をした住宅用の家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ①　建築後使用されたことのない住宅用の家屋 ②　建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、昭和57年１月１日以後に建築されたもの ③　建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、耐震基準に適合するものとして28ページの**「添付書類一覧Ⓐ－１」**の**「№７・８・９」**の②の書類により証明されたもの ④　建築後使用されたことのある住宅用の家屋（上記②及び③のいずれにも該当しないものに限ります。）で、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき28ページの**「添付書類一覧Ⓐ－１」**の**「№７・８・９」**の③の申請書等に基づいて都道府県知事などに申請をし、令和８年３月15日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき、28ページの**「添付書類一覧Ⓐ－１」**の**「№７・８・９」**の③の証明書等により証明がされたもの	は　い	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

10	贈与を受けた時に、あなたは、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していましたか(注)。 (注)　日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相続税法第１条の４第１項第１号に掲げる居住無制限納税義務者又は同項第２号に掲げる非居住無制限納税義務者である場合には、「はい」を○で囲んでください。これらの人の概要については国税庁ホームページのタックスアンサー「No.4432 受贈者が外国に居住しているとき」をご覧ください。	は　い	いいえ
11	あなたは、既に新築又は取得をした住宅用の家屋に居住していますか（居住していない場合には、令和８年12月31日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。）。	は　い	いいえ

○「非課税限度額」に関する事項

12	新築又は取得をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅（次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げるいずれかの省エネ等基準に適合する住宅用の家屋であることにつき、28 ページの**「添付書類一覧Ⓐ－１」**の**「№12」**に掲げる書類により証明されたものをいいます。）ですか。 **【「新築」又は「建築後使用されたことのない家屋の取得」の場合】** ①断熱等性能等級５以上（断熱等性能等級の評価基準のうち、結露の発生を防止する対策に関する基準を除きます。）かつ一次エネルギー消費量等級６以上(注)　②耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）２以上 ③免震建築物　④高齢者等配慮対策等級（専用部分）３以上 **【「建築後使用されたことのある家屋の取得」の場合】** ①断熱等性能等級４以上　②一次エネルギー消費量等級４以上　③耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）２以上 ④免震建築物　⑤高齢者等配慮対策等級（専用部分）３以上 (注)　令和５年12月31日までに建築確認を受けた住宅用の家屋又は令和６年６月30日までに建築された住宅用の家屋で、次のいずれかの省エネ等基準に適合する住宅用の家屋であることにつき、28ページの**「添付書類一覧Ⓐ－１」**の**「№12」**に掲げる書類により証明されたものについては、省エネ等住宅に該当するものとみなされます。 ①断熱等性能等級４以上　②一次エネルギー消費量等級４以上 (※)　令和６年分の贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合には、その金額をこのチェックシートの「12」の回答欄の【非課税限度額】から控除した残額が、令和７年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けることができる金額となります。	**【非課税限度額】** は　い⇒1,000万円 （省エネ等住宅） いいえ⇒500万円 （上記以外の住宅）

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

令和７年分 「住宅取得等資金の非課税」の添付書類一覧 Ⓐ－１ 新築又は取得用

この添付書類一覧は、令和７年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください（「№１～12」は、27ページのチェックシートⒶ－１の番号に対応しています。）。
なお、この添付書類一覧は、住宅用の家屋の新築又は取得をした人を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添　付　書　類　等	チェック欄
1・2	○　受贈者の戸籍の謄本などで、次の内容を証する書類 ①　受贈者の氏名、生年月日　　②　贈与者が受贈者の直系尊属に該当すること	□
3	○　源泉徴収票など令和７年分の所得税に係る合計所得金額を明らかにする書類（令和７年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は、「申告書第一表の二」の（注１）の□の中にレ印を記入することにより、別途「合計所得金額を明らかにする書類」を提出する必要はありません。）	□
4	平成21年分から令和５年分までの贈与税の申告書の控えなどで「住宅取得等資金の非課税」の適用の有無を確認してください。（注）　添付書類として提出する必要はありません。	□

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

5	○　住宅用の家屋の新築に係る工事の請負契約書の写しや売買契約書の写しなどで新築に係る工事の契約又は取得の相手方（新築又は取得に係る住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等の取得の相手方を含みます。）を明らかにする書類 （注）　上記の内容が登記事項証明書で明らかになる場合は、登記事項証明書で差し支えありません。	□
7・8・9	【令和８年３月15日までに新築の工事が完了又は取得している場合】 ①　住宅用の家屋に関する登記事項証明書 （注）1　取得をした建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積又は昭和57年１月１日以後に建築されたものであることが明らかでないときには、それらを明らかにする書類も必要です。 2　贈与を受けた住宅用の家屋の新築又は取得のための金銭により、その新築又は取得をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等を取得したときには、その土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。 3　申告書への不動産番号等の記入又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記載のある書類の提出をすることにより、登記事項証明書の原本の添付を省略することができます。 ②　次に掲げるいずれかの書類（取得をした家屋が、チェックシートⒶ－1の「９」の③に該当する場合のみ必要となります。） a　耐震基準適合証明書 b　建設住宅性能評価書の写し c　既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類 （注）1　「耐震基準適合証明書」は、その家屋の取得の日前２年以内にその証明のための家屋の調査が終了したものに限ります。 2　「建設住宅性能評価書の写し」は、その家屋の取得の日前２年以内に評価されたもので、耐震等級に係る評価が等級１、２又は３であるものに限ります。 3　「既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類」は、その保険契約がその家屋の取得の日前２年以内に締結されたものに限ります。 ③　次に掲げるいずれかの申請書等の写し（住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき申請をしたことを証する書類）及びその申請書等に応じた証明書等（取得をした家屋が、チェックシートⒶ－１の「９」の④に該当する場合のみ必要となります。） a　建築物の耐震改修の計画の認定申請書　／　耐震基準適合証明書 b　耐震基準適合証明申請書（仮申請書）　／　耐震基準適合証明書 c　建設住宅性能評価申請書（仮申請書）　／　建設住宅性能評価書の写し d　既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書　／　既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類 （注）1　申請書等は、住宅用の家屋の取得の日までに行った申請に係るものに限り、証明書等は、令和８年３月15日までに耐震基準に適合することとなった住宅用の家屋に係るものに限ります。 2　「建設住宅性能評価書の写し」は、耐震等級に係る評価が等級１、２又は３であるものに限ります。 【令和８年３月15日において新築の工事が完了に準ずる状態にある場合】 1　新築に係る工事の請負契約書の写しなどでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類 2　新築に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類（工事の完了予定年月の記載があるものに限ります。） 3　新築をした住宅用の家屋を居住の用に供したときは遅滞なく左記①の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	□

○「受贈者の居住」に関する事項

11	【令和８年３月15日までに居住していない人のみチェックしてください。】 ①　住宅用の家屋の新築又は取得後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ②　新築又は取得をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供することを約する書類	□

○「非課税限度額」に関する事項

12	【新築又は取得をした住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合のみチェックしてください。】 【令和８年３月15日までに新築の工事が完了又は取得している場合】 ○　次のaからeのいずれかの書類（※1） a　住宅性能証明書（※2） b　建設住宅性能評価書の写し（※2） c　住宅省エネルギー性能証明書（※3） d　①及び②の両方の書類（※4）　①　長期優良住宅建築等計画等の（変更）認定通知書の写し（※5）　②　住宅用家屋証明書（若しくはその写し）（※6）又は認定長期優良住宅建築証明書 e　①及び②の両方の書類　①　低炭素建築物新築等計画の（変更）認定通知書の写し　②　住宅用家屋証明書（若しくはその写し）（※6）又は認定低炭素住宅建築証明書 ※1　チェックシートⒶ－１の「12」の（注）により省エネ等住宅に該当するものとみなされた住宅用の家屋のうち、令和５年12月31日までに建築確認を受けたもの（令和６年６月30日までに建築されたものを除きます。）については、確認済証の写し又は検査済証の写しも必要です。 ※2　建築後使用されたことのある住宅用の家屋の場合は、その取得の日前２年以内又は取得の日以後に、その証明のための家屋の調査が終了したもの又は評価されたものに限ります。 ※3　次の家屋の区分に応じ、それぞれ次に定めるものに限ります。 (1)　新築又は建築後使用されたことのない住宅用の家屋　その家屋の取得の日前に、その証明のための家屋の調査が終了したもの (2)　建築後使用されたことのある住宅用の家屋　その家屋の取得の日前２年以内又は取得の日以後６か月以内に、その証明のための家屋の調査が終了したもの ※4　長期優良住宅建築等計画等の（変更）認定通知書の区分が「既存」である場合は、②の書類を除きます。 ※5　認定に基づく地位の承継があった場合には、地位の承継の承認通知書の写しも必要です。 ※6　建築後使用されたことのある住宅用の家屋の場合は、住宅用家屋証明書（若しくはその写し）を除きます。 ○　上記の証明書などの発行につきましては、国土交通省にお尋ねください。 【令和８年３月15日において新築の工事が完了に準ずる状態にある場合】 ○　新築をした住宅用の家屋の工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	□

令和　　年　　月　　日

受贈者の住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　受贈者の氏名（フリガナ）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

令和７年分 「住宅取得等資金の非課税」のチェックシート Ⓐ－２ 増改築等用

このチェックシートは、令和７年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合（「13」のチェック項目は除きます。）には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の増改築等をした人**を対象としています。

また、次の場合には、このチェックシートと要件が異なる点がありますので、**「令和７年分『住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）』のチェックシートⒸ－２増改築等用」（以下「チェックシートⒸ－２」といいます。）**を併せてご使用ください。なお、**「チェックシートⒸ－２」**は国税庁ホームページに掲載しています。

① 平成21年分から令和６年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けて新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第２条第２号に規定する政令で定める自然災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）をした場合

② 令和７年中に住宅取得等資金の贈与を受けた人で次に掲げる場合に該当する場合

イ 令和８年３月15日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の増改築等ができなかった場合

ロ 令和８年３月15日までに住宅用の家屋の増改築等をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失をした場合

※1 上記①に該当する人の「『非課税限度額』に関する事項」は、チェックシートⒸ－２で確認してください。

2 上記②イに該当する人は、「『住宅用の家屋の増改築等』に関する事項」の「増改築等をした」を「増改築等をする」に、「工事に要した」を「工事に要する」に、「『非課税限度額』に関する事項」の「『№13』に掲げる書類により証明されたもの」を「『№13』に掲げる書類により証明される見込みであるもの」に代えて確認してください。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属（子や孫など）ですか。	は い	いいえ
2	あなたは、平成19年１月２日以前に生まれた人ですか。	は い	いいえ
3	あなたの令和７年分の所得税に係る合計所得金額は、2,000万円以下（増改築等をした後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積が40㎡以上50㎡未満の場合は、1,000万円以下）ですか。	は い	いいえ
4	あなたは、平成21年分から令和５年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがありますか。	いいえ	は い

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

5	あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき住宅用の家屋の増改築等（これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	は い
6	令和８年３月15日までに住宅用の家屋の増改築等（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。	は い	いいえ
7	令和８年３月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了（増改築等の工事の完了に準ずる状態を含みます。）していますか。 （注） 「増改築等の工事の完了に準ずる状態」とは、増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。	は い	いいえ
8	増改築等をした住宅用の家屋は日本国内にあり、増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は40㎡以上240㎡以下で、かつ、その家屋の床面積の２分の１以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。	は い	いいえ
9	増改築等に係る工事は、あなたが所有し、かつ、居住している家屋に対して行ったもので、一定の工事に該当することにつき、30ページの**「添付書類一覧Ⓐ－２」**の**「№９」**に掲げる書類により証明されたものですか。	は い	いいえ
10	増改築等に係る工事に要した費用の額は100万円以上ですか。 また、増改築等の工事に要した費用の額の２分の１以上が、あなたの居住の用に供する部分の工事に要したものですか。	は い	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

11	贈与を受けた時に、あなたは、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していましたか(注)。 (注) 日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相続税法第１条の４第１項第１号に掲げる居住無制限納税義務者又は同項第２号に掲げる非居住無制限納税義務者である場合には、「はい」を○で囲んでください。これらの人の概要については国税庁ホームページのタックスアンサー「No.4432 受贈者が外国に居住しているとき」をご覧ください。	は い	いいえ
12	あなたは、既に増改築等をした住宅用の家屋に居住していますか（居住していない場合には、令和８年12月31日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。）。	は い	いいえ

○「非課税限度額」に関する事項

13	増改築等をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅（次の省エネ等基準に適合する住宅用の家屋であることにつき、30ページの**「添付書類一覧Ⓐ－２」**の**「№13」**に掲げる書類により証明されたものをいいます。）ですか。 ①断熱等性能等級４以上 ②一次エネルギー消費量等級４以上 ③耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）２以上 ④免震建築物 ⑤高齢者等配慮対策等級（専用部分）３以上 （※）令和６年分の贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合には、その金額をこのチェックシートの「13」の回答欄の【非課税限度額】から控除した残額が、令和７年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けることができる金額となります。	【非課税限度額】 は い⇒1,000万円 （省エネ等住宅） いいえ⇒500万円 （上記以外の住宅）

令和７年分　「住宅取得等資金の非課税」の添付書類一覧　Ⓐ－２　増改築等用

この添付書類一覧は、令和７年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください（「No.１～13」は、29ページのチェックシートⒶ－２の番号に対応しています。）。
なお、この添付書類一覧は、住宅用の家屋の増改築等をした人を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添　付　書　類　等	チェック欄
1・2	○　受贈者の戸籍の謄本などで、次の内容を証する書類 ①　受贈者の氏名、生年月日　　②　贈与者が受贈者の直系尊属に該当すること	□
3	○　源泉徴収票など令和７年分の所得税に係る合計所得金額を明らかにする書類（令和７年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は、「申告書第一表の二」の（注１）の□の中にレ印を記入することにより、別途「合計所得金額を明らかにする書類」を提出する必要はありません。）	□
4	平成21年分から令和５年分までの贈与税の申告書の控えなどで「住宅取得等資金の非課税」の適用の有無を確認してください。（注）　添付書類として提出する必要はありません。	□

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

5	○　住宅用の家屋の増改築等に係る工事の請負契約書の写しなどで増改築等に係る工事の契約の相手方（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得の相手方を含みます。）を明らかにする書類		□
7・8	【令和８年３月15日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○　住宅用の家屋に関する登記事項証明書 (注)1　増改築等をした住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積が明らかでないときには、それを明らかにする書類も必要です。 2　贈与を受けた住宅用の家屋の増改築等のための金銭により、その増改築等をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる土地等を取得したときには、その土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。 3　申告書への不動産番号等の記入又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記載のある書類の提出をすることにより、登記事項証明書の原本の添付を省略することができます。	【令和８年３月15日において増改築等の工事が完了に準ずる状態にある場合】 ①　増改築等に係る工事の請負契約書の写しなどでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類 ②　増改築等に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類（工事の完了予定日の記載があるものに限ります。） ③　増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	□
9	【令和８年３月15日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○　次に掲げるいずれかの書類 a　確認済証の写し b　検査済証の写し c　増改築等工事証明書（注） (注)　増改築等に係る工事が、住宅用の家屋について行う給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分に係る修繕又は模様替である場合には、住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行ったリフォーム工事瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類も併せて提出してください。	【令和８年３月15日において増改築等の工事が完了に準ずる状態にある場合】 ○　増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	□
10	【令和８年３月15日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○　増改築等に係る工事の請負契約書の写しなどでその増改築等をした年月日並びにその増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細を明らかにする書類	【令和８年３月15日において増改築等の工事が完了に準ずる状態にある場合】 ○　増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	□

○「受贈者の居住」に関する事項

12	【令和８年３月15日までに居住していない人のみチェックしてください。】 ①　住宅用の家屋の増改築等後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ②　増改築等をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供することを約する書類	□

○「非課税限度額」に関する事項

13	【増改築等をした住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合のみチェックしてください。】		□
	【令和８年３月15日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○　次に掲げるいずれかの書類 a　住宅性能証明書 b　建設住宅性能評価書の写し c　増改築等工事証明書（注） (注)　「増改築等工事証明書」は、増改築等に係る工事が住宅用の家屋を省エネ等住宅の基準に適合させるためのものであることについて証明されたものに限ります。 ○　上記の証明書などの発行につきましては、国土交通省にお尋ねください。	【令和８年３月15日において増改築等の工事が完了に準ずる状態にある場合】 ○　増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	

令和　　年　　月　　日

受贈者の住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　受贈者の氏名（フリガナ）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和７年分　「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」のチェックシート　Ⓑ－１　新築又は取得用

このチェックシートは、令和７年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

また、次の場合には、このチェックシートと要件が異なる点がありますので、**「令和７年分『住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）』のチェックシートⒸ－１新築又は取得用」**を併せてご使用ください。なお、**「チェックシートⒸ－１」**は国税庁ホームページに掲載しています。

① 令和８年３月 15 日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の新築又は取得ができなかった場合
② 令和８年３月 15 日までに住宅用の家屋の新築又は取得をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。）をした場合

※　上記①に該当する人は、『住宅用の家屋の新築又は取得』に関する事項」の「取得をした」を「取得をする」に代えて確認してください。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人又は孫ですか。	は　い	いいえ
2	あなたは、平成19年１月２日以前に生まれた人ですか。	は　い	いいえ

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

3	新築又は取得をした住宅用の家屋は、あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき新築（これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をし、又はこれらの人から取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	は　い
4	令和８年３月15日までに住宅用の家屋の新築（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）又は取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。	は　い	いいえ
5	令和８年３月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了（新築の工事の完了に準ずる状態を含みます。）又は住宅用の家屋の取得をしていますか。 （注）１「新築の工事の完了に準ずる状態」とは、屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。 ２「取得」の場合には、上記１の状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合であっても、令和８年３月15日までにその引渡しを受けていなければなりません。 ３　受贈者が「住宅用の家屋」を所有する（共有持分を有する場合も含まれます。）ことにならない場合は、この特例の適用を受けることはできません。	は　い	いいえ
6	新築又は取得をした住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は40㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の２分の１以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。 （参考）「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には、適用対象となる家屋の床面積に上限（240㎡以下）がありますのでご注意ください。	は　い	いいえ
7	**【住宅用の家屋の「取得」をした人のみ記入してください。】** 取得をした住宅用の家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ①　建築後使用されたことのない住宅用の家屋 ②　建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、昭和57年１月１日以後に建築されたもの ③　建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、耐震基準に適合するものとして32ページの**「添付書類一覧Ⓑ－１」**の**「№５・６・７」**の②の書類により証明されたもの ④　建築後使用されたことのある住宅用の家屋（上記②及び③のいずれにも該当しないものに限ります。）で、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき32ページの**「添付書類一覧Ⓑ－１」**の**「№５・６・７」**の③の申請書等に基づいて都道府県知事などに申請をし、令和８年３月15日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき、32ページの**「添付書類一覧Ⓑ－１」**の**「№５・６・７」**の③の証明書等により証明がされたもの	は　い	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

8	贈与を受けた時に、あなたは、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していましたか(注)。 （注）日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相続税法第１条の４第１項第１号に掲げる居住無制限納税義務者又は同項第２号に掲げる非居住無制限納税義務者である場合には、「はい」を○で囲んでください。これらの人の概要については国税庁ホームページのタックスアンサー「No. 4432　受贈者が外国に居住しているとき」をご覧ください。	は　い	いいえ
9	あなたは、既に新築又は取得をした住宅用の家屋に居住していますか（居住していない場合には、令和８年12月31日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。）。	は　い	いいえ

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

令和７年分　「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の添付書類一覧　Ⓑ－１　新築又は取得用

この添付書類一覧は、令和７年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けるための添付書類を確認する際に使用してください（「No.１～９」は、31ページのチェックシートⒷ－１の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は、住宅用の家屋の新築又は取得をした人を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添　付　書　類	チェック欄
1・2	○　受贈者や贈与者の戸籍の謄本又は抄本などで、次の内容を証する書類 ①　受贈者の氏名、生年月日 ②　受贈者が贈与者の推定相続人又は孫であること	□

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

3	○　住宅用の家屋の新築に係る工事の請負契約書の写しや売買契約書の写しなどで新築に係る工事の契約又は取得の相手方（新築又は取得に係る住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等の取得の相手方を含みます。）を明らかにする書類 （注）　上記の内容が登記事項証明書で明らかになる場合は、登記事項証明書で差し支えありません。	□
5・6・7	【令和８年３月15日までに新築の工事が完了又は取得している場合】 ①　住宅用の家屋に関する登記事項証明書 （注）1　取得をした建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積又は昭和57年１月１日以後に建築されたものであることが明らかでないときには、それらを明らかにする書類も必要です。 2　贈与を受けた住宅用の家屋の新築又は取得のための金銭により、その新築又は取得をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等を取得したときには、その土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。 3　申告書への不動産番号等の記入又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記載のある書類の提出をすることにより、登記事項証明書の原本の添付を省略することができます。 ②　次に掲げるいずれかの書類（取得をした家屋が、チェックシートⒷ－１の「７」の③に該当する場合のみ必要となります。） a　耐震基準適合証明書 b　建設住宅性能評価書の写し c　既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類 （注）1　「耐震基準適合証明書」は、その家屋の取得の日前２年以内にその証明のための家屋の調査が終了したものに限ります。 2　「建設住宅性能評価書の写し」は、その家屋の取得の日前２年以内に評価されたもので、耐震等級に係る評価が等級１、２又は３であるものに限ります。 3　「既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類」は、その保険契約がその家屋の取得の日前２年以内に締結されたものに限ります。 ③　次に掲げるいずれかの申請書等の写し（住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき申請をしたことを証する書類）及びその申請書等に応じた証明書等（取得をした家屋が、チェックシートⒷ－１の「７」の④に該当する場合のみ必要となります。） a　建築物の耐震改修の計画の認定申請書　／　耐震基準適合証明書 b　耐震基準適合証明申請書（仮申請書）　／　耐震基準適合証明書 c　建設住宅性能評価申請書（仮申請書）　／　建設住宅性能評価書の写し d　既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書　／　既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類 （注）1　申請書等は、住宅用の家屋の取得の日までに行った申請に係るものに限ります。 2　証明書等は、令和８年３月15日までに耐震基準に適合することとなった住宅用の家屋に係るものに限ります。 3　「建設住宅性能評価書の写し」は、耐震等級に係る評価が等級１、２又は３であるものに限ります。 【令和８年３月15日において新築の工事が完了に準ずる状態にある場合】 1　新築に係る工事の請負契約書の写しなどでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類 2　新築に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類（工事の完了予定年月の記載があるものに限ります。） 3　新築をした住宅用の家屋を居住の用に供したときは遅滞なく左記①の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	□

○「受贈者の居住」に関する事項

9	【令和８年３月15日までに居住していない人のみチェックしてください。】 ①　住宅用の家屋の新築又は取得後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ②　新築又は取得をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供することを約する書類	□

◎　その他に必要な添付書類

10	○　相続時精算課税選択届出書	□

令和　　年　　月　　日

受贈者の住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　受贈者の氏名（フリガナ）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和７年分　「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」のチェックシート　Ⓑ－２　増改築等用

このチェックシートは、令和７年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、住宅用の家屋の増改築等をした人を対象としています。

また、次の場合には、このチェックシートと要件が異なる点がありますので、**「令和７年分『住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）』のチェックシートⒸ－２増改築等用」**を併せてご使用ください。なお、**「チェックシートⒸ－２」**は国税庁ホームページに掲載しています。

① 令和８年３月15日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の増改築等ができなかった場合

② 令和８年３月15日までに住宅用の家屋の増改築等をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。）をした場合

※ 上記①に該当する人は、「『住宅用の家屋の増改築等』に関する事項」の「増改築等をした」を「増改築等をする」に、「工事に要した」を「工事に要する」に代えて確認してください。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人又は孫ですか。	は　い	いいえ
2	あなたは、平成19年１月２日以前に生まれた人ですか。	は　い	いいえ

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

3	あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき住宅用の家屋の増改築等（これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	は　い
4	令和８年３月15日までに住宅用の家屋の増改築等（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。	は　い	いいえ
5	令和８年３月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了（増改築等の工事の完了に準ずる状態を含みます。）していますか。 （注）「増改築等の工事の完了に準ずる状態」とは、増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。	は　い	いいえ
6	増改築等をした住宅用の家屋は日本国内にあり、増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は40㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の２分の１以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。 （参考）「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には、適用対象となる家屋の床面積に上限（240㎡以下）がありますのでご注意ください。	は　い	いいえ
7	増改築等に係る工事は、あなたが所有し、かつ、居住している家屋に対して行ったもので、一定の工事に該当することにつき、34ページの**「添付書類一覧Ⓑ－２」**の**「No.７」**に掲げる書類により証明されたものですか。	は　い	いいえ
8	増改築等に係る工事に要した費用の額は100万円以上ですか。 また、増改築等の工事に要した費用の額の２分の１以上が、あなたの居住の用に供する部分の工事に要したものですか。	は　い	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

9	贈与を受けた時に、あなたは、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していましたか(注)。 （注）日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相続税法第１条の４第１項第１号に掲げる居住無制限納税義務者又は同項第２号に掲げる非居住無制限納税義務者である場合には、「はい」を○で囲んでください。これらの人の概要については国税庁ホームページのタックスアンサー「No.4432　受贈者が外国に居住しているとき」をご覧ください。	は　い	いいえ
10	あなたは、既に増改築等をした住宅用の家屋に居住していますか（居住していない場合には、令和８年12月31日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。）。	は　い	いいえ

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

令和７年分　「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の添付書類一覧　Ⓑ－２　増改築等用

この添付書類一覧は、令和７年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けるための添付書類を確認する際に使用してください（「No.１～10」は、33ページのチェックシートⒷ－２の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は、住宅用の家屋の増改築等をした人を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添　付　書　類	チェック欄
1・2	○　受贈者や贈与者の戸籍の謄本又は抄本などで、次の内容を証する書類 ①　受贈者の氏名、生年月日 ②　受贈者が贈与者の推定相続人又は孫であること	□

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

3	○　住宅用の家屋の増改築等に係る工事の請負契約書の写しなどで増改築等に係る工事の契約の相手方（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得の相手方を含みます。）を明らかにする書類		□
5・6	【令和８年３月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○　住宅用の家屋に関する登記事項証明書 （注）1　増改築等をした住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積が明らかでないときには、それを明らかにする書類も必要です。 2　贈与を受けた住宅用の家屋の増改築等のための金銭により、その増改築等をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる土地等を取得したときには、その土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。 3　申告書への不動産番号等の記入又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記載のある書類の提出をすることにより、登記事項証明書の原本の添付を省略することができます。	【令和８年３月 15 日において増改築等の工事が完了に準ずる状態にある場合】 ①　増改築等に係る工事の請負契約書の写しなどでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類 ②　増改築等に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類（工事の完了予定日の記載があるものに限ります。） ③　増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	□
7	【令和８年３月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○　次に掲げるいずれかの書類 a　確認済証の写し b　検査済証の写し c　増改築等工事証明書（注） （注）　増改築等に係る工事が、住宅用の家屋について行う給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分に係る修繕又は模様替である場合には、住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行ったリフォーム工事瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類も併せて提出してください。	【令和８年３月 15 日において増改築等の工事が完了に準ずる状態にある場合】 ○　増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	□
8	【令和８年３月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○　増改築等に係る工事の請負契約書の写しなどでその増改築等をした年月日並びにその増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細を明らかにする書類	【令和８年３月 15 日において増改築等の工事が完了に準ずる状態にある場合】 ○　増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	□

○「受贈者の居住」に関する事項

10	【令和８年３月 15 日までに居住していない人のみチェックしてください。】 ①　住宅用の家屋の増改築等後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ②　増改築等をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供することを約する書類	□

◎　その他に必要な添付書類

11	○　相続時精算課税選択届出書	□

令和　　年　　月　　日

受贈者の住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　受贈者の氏名（フリガナ）：＿＿＿＿＿＿＿＿